

固定資産税（償却資産）の申告について

板倉町内に事業用の償却資産を所有しているかたは申告が必要です

●償却資産とは

Q	償却資産って何ですか？
A	償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産です。



会社や個人で工場や商店などを経営しているかたや、駐車場やアパートなどを貸し付けているかた、また売電用の太陽光発電設備を所有されているかたが、その事業のために用いている建物附属設備などの構築物、機械・装置、車両※、工具・器具・備品などの資産を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。※自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く

●償却資産の例

Q	償却資産の対象になるものは何ですか？
A	会社や個人が事業のために所有している資産です。

<p>飲食店・小売店 レジ、冷蔵庫、冷凍庫、厨房設備、商品陳列ケースなど</p>	<p>理容業・美容業 理容・美容椅子、洗面設備、サインポールなど</p>	<p>病院・診療所 ベッド、手術台、X線装置、調剤機器など</p>	<p>太陽光発電(10kw以上) ソーラーパネル、パワーコンディショナー、フェンスなど</p>
<p>工場 各種製造設備（旋盤、金型、プレス機など）、受変電設備、構内舗装工事など</p>	<p>建設業 ブルドーザー、パワーショベル、ポータブル発電機、ポンプなど</p>	<p>ガソリンスタンド ガソリン計量器、洗車機、オイルチェンジャー、照明設備など</p>	<p>不動産賃貸業 (駐車場やアパートの貸付業) アスファルト舗装、植栽等外構工事など</p>

固定資産税（償却資産）の申告 Q&A

●申告していただくかたは

Q	償却資産の申告をするのは誰ですか？
A	毎年1月1日現在で、個人や法人で事業を行っているかた（工場や商店を営んでいるかた、駐車場やアパートを貸しているかた等）のうち、事業用資産を所有されているかたです。

Q	償却資産の申告はしないとイケないのですか？
A	地方税法第383条の規定に基づき、毎年1月1日現在の償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを1月31日までにその償却資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。所有する事業用資産が少ない場合でも、申告していただく必要があります。 土地や家屋は、原則として登記によって課税の対象を把握していますが、償却資産には登記がありません。そのため、毎年1月1日時点での資産の所有状況について、所有者のかたから申告をしていただき、固定資産税の課税を行っています。

Q	申告をしないとどうなるのですか？
A	地方税法第386条及び板倉町条例第75条の規定に基づき、10万円以下の過料を科される場合があります。また、地方税法第408条の規定に基づき、実地調査を行い、その結果、固定資産税が課税になる場合があります。その際には、併せて延滞金を徴収することがあります。

●申告する資産とは

Q	償却資産の申告をしなければならない資産はどのようなものですか？
A	毎年1月1日現在で、事業の用に供することができる資産のうち、土地及び家屋以外の有形固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産です。 ○次に掲げる資産も申告対象となります。 ・償却済資産（耐用年数が経過した資産） ・建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産 ・遊休又は未稼働の資産であっても、毎年1月1日現在において事業の用に供することができる状態にあるもの ・借用資産（リース資産）であっても契約内容が割賦販売と同様である資産 ・決算期以降に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産 ・福利厚生のに供するもの ・使用可能期間が1年未満又は取得価格が20万円未満の資産であっても個別に減価償却しているもの ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの（例 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産 ただし、自動車税の対象となる自動車や、無形固定資産（鉱業権・特許権・営業権・ソフトウェア等）、耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について税務会計上固定資産として計上しないもの、取得価額が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの等は、償却資産の申告対象とはなりません。

●申告方法

Q	どのように申告をすればよいですか？
A	板倉町公式ホームページ(http://www.town.itakura.gunma.jp)から申告書の様式をダウンロードしていただくか、下記までご連絡いただければ、関係書類一式を送付させていただきます。またインターネットから電子申告（エルタックス）(https://www.eltax.lta.go.jp)もご利用いただけます。

- 申告書提出先 〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 板倉町役場 税務課 資産税係
- 申告書の提出期限 毎年1月31日（土・日の場合は翌開庁日）までに提出をお願いします。

お問い合わせ：板倉町役場 税務課 資産税係 TEL(0276)82-6128(直通)